

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年6月6日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※入札説明書のみ平成30年6月20日修正版からの修正点

| No | 資料名   | 頁     | 箇所  |   |     | 修正前(平成30年6月6日公表版)  | 修正後(平成30年7月13日修正版)  |
|----|-------|-------|-----|---|-----|--|---|
| 1  | 入札説明書 | 29    | 第8  | 3 | 2)  | 資格証明書<br>(様式2-5)   | (様式2-6)   |
| 2  | 入札説明書 | 29    | 第8  | 3 | 2)  | B 資格審査書類 一覧表<br>第3の(2)(1)ア(ウ)に定める設計の実績を証する書類(契約書の写し等)  | 第3の1(2)ア(ウ)に定める設計の実績を証する書類(契約書の写し等)   |
| 3  | 入札説明書 | 29    | 第8  | 3 | 2)  | D 資格審査書類 一覧表<br>第3の1(2)ウ(エ)に定める施工実績の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)  | 第3の1(2)ウ(ウ)に定める施工実績の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)   |
| 4  | 入札説明書 | 29    | 第8  | 3 | 2)  | E 資格審査書類 一覧表<br>第3の1(2)エ(エ)に定める施工実績の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)  | 第3の1(2)エ(イ)に定める施工実績の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)   |
| 5  | 入札説明書 | 資料2-2 | 資料1 | 2 | (2) | 設計・建設業務に係る対価(サービス購入料B)<br>新施設の設計・建設業務に係る対価のうち、サービス購入料Aを除き、新施設の引渡し後から事業期間終了までの間にわたり割賦により支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。  | 新施設の設計・建設業務に係る対価のうち、サービス購入料Aを除き、新施設の引渡し後から事業期間終了までの間にわたり割賦により支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。<br>なお、サービス購入料Bに係る消費税相当分については、サービス購入料Bの第1回目の支払の際に全額を支払うものとする。  |
| 6  | 入札説明書 | 資料2-2 | 資料1 | 2 | (2) | ア 基準金利<br>(略)また、提案価格における基準金利は、平成30年7月1日の基準金利【 <u>      </u> 】%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Bの償還表」を市に提出するものとする。   | (略)また、提案価格における基準金利は、平成30年7月2日の基準金利0.252%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Bの償還表」を市に提出するものとする。  |
| 7  | 入札説明書 | 資料2-3 | 資料1 | 2 | (2) | ア その他<br>(ア) 割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を70回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。<br>(イ) 元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。<br>(ウ) 割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。 | (ア) 割賦元金と、割賦元金を75回で元利均等計算した支払元金の合計額を一致させる。<br>(イ) 元利均等計算した1回当たりの支払元金及び支払金利の各支払額に円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。<br>(ウ) 割賦元金につき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。 |
| 8  | 入札説明書 | 資料2-3 | 資料1 | 2 | (2) | イ サービス購入料Bの支払方法<br>(略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。(略)  | (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。(略)  |
| 9  | 入札説明書 | 資料2-3 | 資料1 | 2 | (3) | 解体・撤去業務に係る対価(サービス購入料C)<br>現第1展示館の解体・撤去業務に係る対価として、解体・撤去業務の完了後から事業期間終了までの間にわたり割賦により支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。  | 現第1展示館の解体・撤去業務に係る対価として、解体・撤去業務の完了後から事業期間終了までの間にわたり割賦により支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。<br>なお、サービス購入料Cに係る消費税相当分については、サービス購入料Cの第1回目の支払の際に全額を支払うものとする。  |
| 10 | 入札説明書 | 資料2-4 | 資料1 | 2 | (3) | イ 基準金利<br>(略)また、提案価格における基準金利は、平成30年7月1日の基準金利【 <u>      </u> 】%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Cの償還表」を市に提出するものとする。   | (略)また、提案価格における基準金利は、平成30年7月2日の基準金利0.252%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Cの償還表」を市に提出するものとする。  |

※「頁」は修正前のページ数を掲載  
※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年6月6日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※入札説明書のみ平成30年6月20日修正版からの修正点

| No | 資料名   | 頁      | 箇所    |    |     |     | 修正前(平成30年6月6日公表版) | 修正後(平成30年7月13日修正版)   |  |
|----|-------|--------|-------|----|-----|-----|-------------------|--|--|
| 11 | 入札説明書 | 資料2-4  | 資料1   | 2  | (3) | イ   | その他               | (ア) 割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を70回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。<br>(イ) 元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。<br>(ウ) 割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。 | (ア) 割賦元金と、割賦元金を70回で元利均等計算した支払元金の合計額を一致させる。<br>(イ) 元利均等計算した1回当たりの支払元金及び支払金利の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。<br>(ウ) 割賦元金につき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。 |
| 12 | 入札説明書 | 資料2-5  | 資料1   | 2  | (3) |     | サービス購入料Cの支払方法     | イ サービス購入料Cの支払方法<br>ウ サービス購入料Cの支払方法   |  |
| 13 | 入札説明書 | 資料2-5  | 資料1   | 2  | (3) | ウ   | サービス購入料Cの支払方法     | (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料B、Dの請求書とともに提出する。(略)   | (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料B、Dの請求書とともに提出する。(略)   |
| 14 | 入札説明書 | 資料2-7  | 資料1   | 3  | (1) | (ウ) | 改定方法              | 改定後の新施設の整備費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。<br>$B = (A \times \text{改定率}a)$   | 改定後の新施設の整備費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。ただし、「 $0.985 \leq \text{改定率}a \leq 1.015$ 」の場合、サービス購入料は改定しない。<br>【改定率 $a > 1.015$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a - 0.015)\}$<br>【改定率 $a < 0.985$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a + 0.015)\}$  |
| 15 | 入札説明書 | 資料2-8  | 資料1   | 3  | (3) | (ウ) | 改定方法              | 改定後の解体・撤去工事費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。<br>$B = (A \times \text{改定率}a)$  | 改定後の解体・撤去工事費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。ただし、「 $0.985 \leq \text{改定率}a \leq 1.015$ 」の場合、サービス購入料は改定しない。<br>【改定率 $a > 1.015$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a - 0.015)\}$<br>【改定率 $a < 0.985$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a + 0.015)\}$ |
| 16 | 入札説明書 | 資料2-11 | 資料1   | 5  | (3) | ア   | 支払時期              | (略)初回以降、事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。(略)  | (略)初回以降、事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。(略)  |
| 17 | 要求水準書 | 3      | 図表3-1 |    |     |     | 緊急時対応業務           | (図表略)新施設(新第1展示館) PFI事業者:●、運営事業者:●  | (図表略)新施設(新第1展示館) PFI事業者:●、運営事業者:●<br>既存施設(第2展示館他) PFI事業者:●、運営事業者:●   |
| 18 | 要求水準書 | 19     | 第2    | 10 | (1) | ウ   | 維持管理業務等に係る保険      | 事業者は、本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者(市職員、来館者、通行者、近隣住民含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保すること。  | 事業者は、本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者(市職員、利用者、通行者、近隣住民含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保すること。  |
| 19 | 要求水準書 | 26     | 第3    | 2  | (2) | ウ   | (ウ) 建物内動線         | コンサート等の利用時を前提として、主催者動線、管理者の動線と利用者動線を分けること。   | コンサート等の利用時を前提として、主催者動線、管理者の動線と来館者動線を分けること。   |
| 20 | 要求水準書 | 27     | 第3    | 2  | (2) | エ   | 平面計画              | 2万㎡以上の整形かつ無柱な展示空間を確保し、移動間仕切りにて4分割利用までが可能となるよう計画を行うこと。また、分割利用の際も、主催者、利用者にとって利用しやすい配置、動線計画とすること。   | 2万㎡以上の整形かつ無柱な展示空間を確保し、移動間仕切りにて4分割利用までが可能となるよう計画を行うこと。また、分割利用の際も、主催者、来館者にとって利用しやすい配置、動線計画とすること。   |

※「頁」は修正前のページ数を掲載  
※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年6月6日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※入札説明書のみ平成30年6月20日修正版からの修正点

| No | 資料名      | 頁  | 箇所   |      |      |   | 修正前(平成30年6月6日公表版) | 修正後(平成30年7月13日修正版)   |  |
|----|----------|----|------|------|------|---|-------------------|--|--|
|    |          |    |      |      |      |   |                   |  |  |
| 21 | 要求水準書    | 37 | 第3   | 2    | (6)  | オ | 衛生器具設備            | 来館者が利用するトイレについては、手洗いは自動水栓を使用し、小便器は個別自動洗浄小便器、大便器は洋式便器とし、原則として洗浄機付き便座を導入し、利用者の利便性に配慮すること。また、子供用便座も適宜設置すること。              | 利用者が利用するトイレについては、手洗いは自動水栓を使用し、小便器は個別自動洗浄小便器、大便器は洋式便器とし、原則として洗浄機付き便座を導入し、利用者の利便性に配慮すること。また、子供用便座も適宜設置すること。  |
| 22 | 要求水準書    | 38 | 第3   | 2    | (8)  | ア | 展示ホール(ア)基本方針      | 展示ホールには、W=6m×H=5.5m程度のシャッターを6か所以上設けること。  | 展示ホールには、W(有効幅)=6m×H(有効高)=5.5m程度のシャッターを6か所以上設けること。  |
| 23 | 要求水準書    |    | 別紙1  | 1    |      |   | 設計・建設期間及び解体・撤去期間  | ただし、建設業務責任者と解体・撤去業務責任者を兼務することは可能とする。   | ただし、建設業務責任者と解体・撤去業務責任者を兼務すること、工事監理業務責任者と解体・撤去工事監理業務責任者を兼務することはそれぞれ可能とする。   |
| 24 | 要求水準書    |    | 資料13 |      |      |   | 事業者が加入すべき保険       | (略)  | (事業契約書(案)別紙3を準用)   |
| 25 | 様式集      | 6  | (6)  | 9-3  |      |   | 一般図               | * 配置図 1/800 A3<br>* 各階平面図 1/400 A3<br>* 立面図 1/400 A3 4面以上<br>* 断面図 1/400 A3 2面以上<br>* 外構図 1/400 A3<br>* 緑地計画図 1/400 A3 | * 配置図 1/1000 A3<br>* 各階平面図 1/800 A3<br>* 立面図 1/800 A3 4面以上<br>* 断面図 1/800 A3 2面以上<br>* 外構図 1/800 A3<br>* 緑地計画図 1/800 A3  |
| 26 | 様式集      | 9  |      |      |      |   | 各様式記入要項           | (未記載)  | 2-1 企業名の記載について<br>(1)「4 入札時の提案書類」の(4)から(7)までに示す書類(以下本項において「提案書」という。)には、正本・副本ともに、代表企業、構成員及び協力企業の名称は一切記載しないこと。また、代表企業、構成員及び協力企業の名称を客観的に特定できる記載は行わないこと。<br>(2) 主要な企業については、必要に応じて提案書に、企業名をA社、B社などアルファベット(イニシャルは不可)で記載することは可とする。その場合、対応する企業名を記載した一覧表を正本に添付すること。 |
| 27 | 様式集      | 10 | 3    |      |      |   | 提出方法              | 入札説明書に記載の要領によって、紙と電子データの両方を提出すること。   | 入札説明書に記載の要領によって、提出書類(各様式)を提出すること。なお、入札参加資格確認申請時においては紙による提出とし、入札時(提案審査書類提出時)においては紙と電子データの両方の提出とする。  |
| 28 | 事業契約書(案) | 2  | 1章   | 第2条  | (13) |   | 解体・撤去元請企業         | 解体・撤去元請企業 第31条第1項又は第2項の規定により現第1展示館の解体・撤去業務を事業者から直接受託し、又は請け負う者を、個別に又は総称していう。  | (削除)   |
| 29 | 事業契約書(案) | 2  | 1章   | 第2条  | (27) |   | 建設元請企業            | 建設元請企業 第31条第1項又は第2項の規定により新施設の建設業務を事業者から直接受託し、又は請け負う者を、個別に又は総称していう。   | (削除)   |
| 30 | 事業契約書(案) | 4  | 1章   | 第2条  | (52) |   | 入札説明書等            | 入札説明書等 本事業に係る入札公告の際に市が公表する書類一式(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案、様式集を含む。)をいう。  | 入札説明書等 本事業に係る入札公告の際に市が公表する書類一式(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案及び様式集並びにこれらについての質問に係る回答書を含む。)をいう。  |
| 31 | 事業契約書(案) | 13 | 4章   | 第32条 | 1項   |   | 建設業務に係る保険         | 事業者は、建設期間中、自ら又は建設元請企業及び解体・撤去元請企業をして、本件工事について別紙3事業者等が加入する保険等の第1項に掲げる保険契約を締結し、又は締結させ、保険料を負担し、又は負担させるものとする。               | 事業者は、建設期間中、自ら又は建設元請企業及び解体・撤去元請企業をして、本件工事について別紙3事業者等が加入する保険等の第1項に掲げる保険契約を締結し、又は締結させ、保険料を負担し、又は負担させるものとする。   |

※「頁」は修正前のページ数を掲載  
※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年6月6日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※入札説明書のみ平成30年6月20日修正版からの修正点

| No | 資料名      | 頁  | 箇所 |        |    | 修正前(平成30年6月6日公表版) | 修正後(平成30年7月13日修正版)   |  |
|----|----------|----|----|--------|----|-------------------|--|--|
| 32 | 事業契約書(案) | 13 | 4章 | 第32条   | 2項 | 建設業務に係る保険         | 2 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設元請企業及び解体・撤去元請企業に保険契約を締結させたときは、直ちに当該保険契約に係る保険証券の写しを市に提出し、内容の確認を受けなければならない。  | 2 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設企業及び解体・撤去企業に保険契約を締結させたときは、直ちに当該保険契約に係る保険証券の写しを市に提出し、内容の確認を受けなければならない。  |
| 33 | 事業契約書(案) | 16 | 4章 | 第42条   | 1項 | 市による中間確認等         | 市は、新施設がこの契約、要求水準書、設計図書及び事業提案書に従い建設され、かつ、現第1展示館がこの契約、要求水準書、設計図書及び事業提案書に従い解体・撤去されていることを確認するため、事業者にあらかじめ通知したうえで、建設及び解体・撤去状況について、事業者、 <u>建設元請企業及び解体・撤去元請企業</u> に対して説明を求め、中間確認をすることができる。この場合において、本件工事の現場において建設及び解体・撤去状況を確認するときは、事業者及び <u>建設元請企業又は事業者及び解体・撤去元請企業</u> が立ち会うものとする。 | 市は、新施設がこの契約、要求水準書、設計図書及び事業提案書に従い建設され、かつ、現第1展示館がこの契約、要求水準書、設計図書及び事業提案書に従い解体・撤去されていることを確認するため、事業者にあらかじめ通知したうえで、建設及び解体・撤去状況について、事業者、 <u>建設企業及び解体・撤去企業</u> に対して説明を求め、中間確認をすることができる。この場合において、本件工事の現場において建設及び解体・撤去状況を確認するときは、事業者及び <u>建設企業又は事業者及び解体・撤去企業</u> が立ち会うものとする。 |
| 34 | 事業契約書(案) | 16 | 4章 | 第42条   | 2項 | 市による中間確認等         | 2 事業者は、前項の規定による中間確認の実施について、市に対して可能な限りの協力を行うものとし、 <u>建設元請企業又は解体・撤去元請企業</u> をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。   | 2 事業者は、前項の規定による中間確認の実施について、市に対して可能な限りの協力を行うものとし、 <u>建設企業又は解体・撤去企業</u> をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。   |
| 35 | 事業契約書(案) | 17 | 4章 | 第45条   | 2項 | 完工確認済書の交付         | 市が、前条第1項及び第4項に規定する完工確認及び第54条の規定による維持管理業務体制の確認を行い、かつ、事業者が自ら又は維持管理企業に別紙3事業者等が加入する保険等の第2項に掲げる保険契約等を締結し、又は締結させ、当該保険契約に係る保険証券等の写しを完工図書とともに市に提出したときは、市は速やかに事業者に対して完工確認済書を交付するものとする。  | 市が、前条第1項及び第4項に規定する完工確認及び第54条の規定による維持管理業務体制の確認を行い、かつ、事業者が自ら又は維持管理企業に別紙3事業者等が加入する保険等の「第3.維持管理業務に係る保険」に掲げる保険契約等を締結し、又は締結させ、当該保険契約に係る保険証券等の写しを完工図書とともに市に提出したときは、市は速やかに事業者に対して完工確認済書を交付するものとする。   |
| 36 | 事業契約書(案) | 20 | 4章 | 第52条   | 2項 | 新施設の瑕疵担保責任        | 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新施設引渡日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者又は <u>建設元請企業</u> の故意又は重大な過失により生じた場合、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。  | 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新施設引渡日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者又は <u>建設企業</u> の故意又は重大な過失により生じた場合、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。  |
| 37 | 事業契約書(案) | 20 | 4章 | 第52条   | 5項 | 新施設の瑕疵担保責任        | 5 事業者は、 <u>建設元請企業</u> をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書(別紙5保証書の様式に定める様式によるものに限る。)を <u>建設元請企業</u> から徴し市に差し入れるものとする。   | 5 事業者は、 <u>建設企業</u> をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書(別紙5保証書の様式に定める様式によるものに限る。)を <u>建設企業</u> から徴し市に差し入れるものとする。   |
| 38 | 事業契約書(案) | 20 | 4章 | 第52条の2 | 4項 | 現第1展示館敷地の瑕疵担保責任   | 4 事業者は、 <u>解体・撤去元請企業</u> をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書(別紙5保証書の様式に定める様式によるものに限る。)を <u>解体・撤去元請企業</u> から徴し市に差し入れるものとする。   | 4 事業者は、 <u>解体・撤去企業</u> をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書(別紙5保証書の様式に定める様式によるものに限る。)を <u>解体・撤去企業</u> から徴し市に差し入れるものとする。   |

※「頁」は修正前のページ数を掲載  
 ※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年6月6日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※入札説明書のみ平成30年6月20日修正版からの修正点

| No | 資料名         | 頁  | 箇所 |      |    | 修正前(平成30年6月6日公表版) | 修正後(平成30年7月13日修正版)   |  |
|----|-------------|----|----|------|----|-------------------|--|--|
| 39 | 事業契約書(案)    | 22 | 5章 | 第56条 | 2項 | 要求水準書の変更          | <p>(ア) 市は、自ら又は事業者の申出を受け必要と認められた場合には、要求水準書の変更を事業者に求めることができる。</p> <p>(イ) 事業者は、前号の規定に基づく市の要求を受けた場合には、その対応可能性及び費用見込額を検討し、市の要求を受けた日から30日以内に市に対し通知しなければならない。</p> <p>(ウ) 市は、前号の通知の内容及び、事業者と協議の上、要求水準書の変更を決定することができる。当該変更により追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担するものとし、サービス購入料に算入するものとする。</p> <p>(エ) 前号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス購入料を減額するものとする。</p> <p>(オ) 第3号の協議が協議開始の日から60日以内に調わない場合には、市は、この契約を解除することができる。この場合、第93条の規定により解除されたものとみなし、第7章の規定を適用する。</p>  | <p>(1) 市は、自ら又は事業者の申出を受け必要と認められた場合には、要求水準書の変更を事業者に求めることができる。</p> <p>(2) 事業者は、前号の規定に基づく市の要求を受けた場合には、その対応可能性及び費用見込額を検討し、市の要求を受けた日から30日以内に市に対し通知しなければならない。</p> <p>(3) 市は、前号の通知の内容及び、事業者と協議の上、要求水準書の変更を決定することができる。当該変更により追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担するものとし、サービス購入料に算入するものとする。</p> <p>(4) 前号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス購入料を減額するものとする。</p> <p>(5) 第3号の協議が協議開始の日から60日以内に調わない場合には、市は、この契約を解除することができる。この場合、第93条の規定により解除されたものとみなし、第7章の規定を適用する。</p>  |
| 40 | 事業契約書(案)    | 22 | 5章 | 第56条 | 3項 | 要求水準書の変更          | <p>(ア) 事業者は、合理的な必要が生じたと認める場合、要求水準書の変更を市に求めることができる。この場合、市は、事業者との協議に応じなければならない。</p> <p>(イ) 市は、前号に定める協議が成立した場合、要求水準書の変更を行うものとする。この場合のサービス購入料の変更については、市及び事業者の合意によるものとする。</p>   | <p>(1) 事業者は、合理的な必要が生じたと認める場合、要求水準書の変更を市に求めることができる。この場合、市は、事業者との協議に応じなければならない。</p> <p>(2) 市は、前号に定める協議が成立した場合、要求水準書の変更を行うものとする。この場合のサービス購入料の変更については、市及び事業者の合意によるものとする。</p>   |
| 41 | 事業契約書(案)    | 27 | 7章 | 第80条 |    | 談合行為等に対する解除措置     | <p>(ア) 構成員、協力会社若しくはその他企業、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「構成員等」という。)が、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)が確定したとき。</p> <p>(イ) 本事業の入札手続について、構成員等に、同法第7条の2第1項(同第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ)。</p> <p>(ウ) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。</p> <p>(エ) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>(オ) 構成員、協力会社又はその他企業が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> | <p>(1) 構成員、協力会社若しくはその他企業、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「構成員等」という。)が、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)が確定したとき。</p> <p>(2) 本事業の入札手続について、構成員等に、同法第7条の2第1項(同第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ)。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。</p> <p>(4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>(5) 構成員、協力会社又はその他企業が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> |
| 42 | 事業契約書(案)別紙5 | 43 |    |      |    | 保証書の様式            | <p>[建設元請企業／解体・撤去元請企業]</p>  | <p>[建設企業／解体・撤去企業]</p>  |
| 43 | 事業契約書(案)別紙6 | 46 | 2  | (2)  | ア  | 算定方法等 基準金利        | <p>(略)また、提案価格における基準金利は、【<u>平成 年 月 日</u>】の基準金利【<u>    </u>】%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Bの償還表」を市に提出するものとする。</p>  | <p>(略)また、提案価格における基準金利は、平成30年7月2日の基準金利0.252%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Bの償還表」を市に提出するものとする。</p>  |

※「頁」は修正前のページ数を掲載  
 ※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年6月6日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※入札説明書のみ平成30年6月20日修正版からの修正点

| No | 資料名          | 頁  | 箇所 |     |       | 修正前(平成30年6月6日公表版) | 修正後(平成30年7月13日修正版)   |   |
|----|--------------|----|----|-----|-------|-------------------|--|---|
| 44 | 事業契約書(案)別紙6  | 47 | 2  | (1) | イ     | サービス購入料Bの支払方法     | 市は、平成34年度第2四半期よりサービス購入料Bを支払う。事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。(略)   | 市は、平成34年度第2四半期よりサービス購入料Bを支払う。事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。(略)  |
| 45 | 事業契約書(案)別紙6  | 48 | 2  | (3) | イ     | 算定方法等 基準金利        | (略)また、提案価格における基準金利は、【平成 年 月 日】の基準金利【 】%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Cの償還表」を市に提出するものとする。  | (略)また、提案価格における基準金利は、平成30年7月2日の基準金利0.252%であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Cの償還表」を市に提出するものとする。  |
| 46 | 事業契約書(案)別紙6  | 48 | 2  | (3) | イ     | 算定方法等 その他         | (1) 割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を70回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。<br>(2) 元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一元未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。<br>(3) 割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。 | (ア)割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を70回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。<br>(イ)元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一元未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。<br>(ウ)割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。 |
| 47 | 事業契約書(案)別紙6  | 49 | 2  | (3) | ウ     | サービス購入料Cの支払方法     | (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料B、Dの請求書とともに提出する。(略)   | (略)事業者は、維持管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料B、Dの請求書とともに提出する。(略)  |
| 48 | 事業契約書(案)別紙7  | 51 | 1  | (1) | ア (ウ) | 改定方法              | 改定後の建設費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。<br>$B = (A \times \text{改定率}a)$   | 改定後の新施設の整備費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。ただし、「 $0.985 \leq \text{改定率}a \leq 1.015$ 」の場合、サービス購入料は改定しない。<br>【改定率 $a > 1.015$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a - 0.015)\}$<br>【改定率 $a < 0.985$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a + 0.015)\}$   |
| 49 | 事業契約書(案)別紙7  | 52 | 1  | (3) | ア (ウ) | 改定方法              | 改定後の解体・撤去工事費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。<br>$B = (A \times \text{改定率}a)$  | 改定後の解体・撤去工事費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。ただし、「 $0.985 \leq \text{改定率}a \leq 1.015$ 」の場合、サービス購入料は改定しない。<br>【改定率 $a > 1.015$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a - 0.015)\}$<br>【改定率 $a < 0.985$ の場合】 $B = \{A \times (\text{改定率}a + 0.015)\}$  |
| 50 | 事業契約書(案)別紙10 | 59 | 2  | (4) | ②     | 解体・撤去工事施工時        | 市は、工のモニタリング実施後、解体・撤去工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。   | 市は、①のモニタリング実施後、解体・撤去工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。  |
| 51 | 事業契約書(案)別紙10 | 61 | 3  | (4) |       | 解体設計時             | (4)と同様   | (1)と同様  |
| 52 | 事業契約書(案)別紙10 | 62 | 3  | (7) | ①     | 要求水準等未達の基準        | (図表略)「表10-1 上記ア 重大な支障がある場合の例」「表10-2 上記イ 明らかに利便性を欠く場合の例」における「共通」「維持管理」を分離して記載。  | 記イ 明らかに利便性を欠く場合の例」における「共通」「維持管理」を統合表記載表10-1 上記ア 重大な支障がある場合の例」「表10-2 上   |

※「頁」は修正前のページ数を掲載  
※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛

【入札説明書等新旧対照表】入札説明書等(平成30年6月6日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分) ※入札説明書のみ平成30年6月20日修正版からの修正点

| No | 資料名      | 頁 | 箇所  |   | 修正前(平成30年6月6日公表版)  | 修正後(平成30年7月13日修正版)  |
|----|----------|---|-----|---|--|---|
| 53 | 基本協定書(案) | 4 | 第9条 | 2 | 事業契約の不締結   |   |
|    |          |   |     |   | <p>第7条の定めにかかわらず、事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員若しくは協力会社(以下「本該当事者」という。)が本事業の入札手続について次の各号のいずれかに該当した場合には、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は事業契約を成立させない。ただし、<u>本該当事者が協力企業のみである場合に限っては、当該協力会社に代わって、入札参加資格を有する協力会社を補充し、又は、当該協力会社を除く構成員及び協力会社で、すべての入札参加資格を満たし、かつ、事業者(設立予定のものを含む。)の事業能力を勘案し、本事業の運営に支障をきたさないと市が判断した場合にはこの限りではない。協力会社を補充する場合、代表企業は、当該新たな当事者に本基本協定の条件に合意させることを要し、市が要請するときは、本基本協定の当事者変更その他の必要な手続を履践するものとする。</u></p> | <p>第7条の定めにかかわらず、事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員若しくは協力会社が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合には、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は事業契約を成立させないことができる。</p> |

※「頁」は修正前のページ数を掲載  
 ※文章番号の単純な繰り上げ・繰り下げについては割愛